

○登録国債の初期利子の端数整理について

(昭和41年8月1日 蔵理第3325号)
大蔵省理財局長から 日本銀行国
債局長あて

昭和41年7月15日付国債第431号をもつて伺出のあつた標記のことについては、貴見のとおり取扱うこととしてさしつかえない。

(照会内容)

登録国債利子の端数整理については、昭和33年3月25日付蔵理第1943号(別紙ご参照)(編注 略)により、登録1口座の各支払期別の利子額につき円未満の端数を切り捨てる扱いとなつておりますが、国債名称、記号が同一の国債は、発行日が異なつても同一記名者につき同一口座に登録する扱いとしており、この同一口座に発行日の異なる国債を登録した場合の初期利子額の端数整理については、証券の初期利子額との関係からみて上記通達によることは適当でないと思われまますので、下記により取扱うことといたしたく、お伺いします。

記

発行日別の登録額につき、それぞれ当該国債の発行条件等に関する大蔵省告示に定められた算出方法により初期利子額を算出し、円位未満の端数を切り捨てたうえ、端数整理後の各発行日別の初期利子額を合計した額を当該口座の初期利子額とする。